

京田辺市特定建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、京田辺市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特定共同企業体により施工させることができる工事は、大規模であつて技術的難易度の高い工事、その他工事の規模、性格に照らし特定共同企業体による施工が特に必要であると認められる建設工事とし、京田辺市建設事業等入札・契約事務審査委員会において選定する。

(入札参加の取扱)

第3条 特定共同企業体の構成員は、個々の建設業者として他の建設工事の入札にも参加させることができる。

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、原則2社又は3社とする。

(構成員の資格)

第5条 特定共同企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

- (1) 京田辺市建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 発注しようとする工事（以下「発注工事」という。）に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けて営業している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 発注工事に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも5年あること。
- (5) 発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として同規模の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (6) 発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(7) その他発注に係る入札条件や各種資格要件等に対応できる者であること。

2 構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。

(結成方法)

第6条 特定共同企業体の結成方式は、自主結成とする。

(出資比率)

第7条 特定共同企業体の各構成員の最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の次の各号に掲げる構成員数に応じ、当該各号に定める割合以上とする。

(1) 2社の場合 30%

(2) 3社の場合 20%

(代表者の要件)

第8条 特定共同企業体の代表者は、構成員のうち、中心的役割を担う者で、施工能力が大きい者であるものとし、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

(入札参加資格審査の申請)

第9条 特定共同企業体は、入札参加資格確認申請に当たっては次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(2) 特定建設工事共同企業体協定書(写し)

(3) 特定建設工事共同企業体委任状

(4) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。